

加入者各位

柔道整復師（接骨院）にかかるとき

「接骨院」「整骨院」「ほねつぎ」などの看板を掲げる、柔道整復師の施術を受ける人が、施術は、健康保険で受けられる場合もありますが、健保の対象となるのは定められた条件を満たし、健康保険が使えるケース、使えないケースを知り、正しく受けましょう。

●柔道整復師（接骨院）の場合

骨折、脱きゅう、打撲、ねん挫、挫傷（筋損傷）で柔道整復師の施術を受けた場合健康保険の給付が受けられます。

ただし、骨折、脱きゅうについては医師の同意が必要です。

☆ 次のような症状で受療した場合は保険診療にはなりません。

日常生活における単なる疲れ、肩こり

スポーツなどによる肉体疲労、筋肉痛

医師が治療すべき腰椎椎間板ヘルニア

脳疾患後遺症などの慢性病

症状の改善がみられない長期の師術（腰部捻挫等）

医師の同意がない骨折、脱きゅう

●はり、きゅうの場合

医師の同意を得て、神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症など慢性的な痛みのある病気で鍼灸師の施術を受けた場合に限り、健康保険の給付が受



●マッサージを受けた場合

医師の同意を得て、筋マヒや間接拘縮などでマッサージ師の施術を受けた場合に限り、健康保険単なる肩こり、腰痛などの症状については認められません。

ひかり健康保険組合ではみなさまの保険料をムダにしないため、医療費の適正化に取り、このため、施術を受けられた方に負傷原因、施術部位や回数などの照会をさせていただくことがありますのでご協力をお願いします。

ひかり健康保険組合

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-16-15 光センタービル6F

Tel 03-5951-7422 Fax 03-5951-9663

<http://www.hikarikenpo.or.jp>

